

# 掲載内容

## 第1章 全業種共通

### 【概説】

- [1] 親会社からの出向役員に係る給与負担金のうち、「賞与」部分の処理に着目した事例
- [2] 期末に計上された使用人に対する「未払給与」の処理に着目した事例
- [3] 期末に計上された代表者に対する「未払給与」の正当性に疑問が持たれた事例(波及増額)
- [4] 「事前確定届出給与」として届け出た金額と異なる金額が支給されていた事例(全額否認)

## 第2章 建設業

### 【概説】

- [5] 売上の順調な伸びに比べ所得が低迷していることに着目した事例(架空外注による利益圧縮)  
**【コラム】** 反面調査で得た情報を基に調査先で追及する場合の調査官の配慮
- [6] 利益率の低い工事に着目し、工事原価を分析した事例(工事原価の付け替え)
- [7] 公共工事の受注業者が競合業者を下請にしていたことに疑問が持たれた事例(重層発注)
- [8] 粉飾決算を行っている会社で過少申告が把握された事例
- [9] JV工事におけるスポンサーメリットの収益計上時期に着目した事例
- [10] 未成工事支出金に含まれる交際費等の額に着目した事例

## 第3章 製造業

### 【概説】

- [11] 売上割戻しが取引先の代表者の個人口座に振り込まれていることに着目した事例
- [12] 期末に未払計上された「売上割戻金」について損金算入の時期が問題となった事例
- [13] 期末に未払計上された「社会保険料」(会社負担額)の見積計上額に着目した事例
- [14] 機械装置の集中生産のための移設に係る費用(社内費用)に着目した事例
- [15] 販売用機器の「試作品」製作費用の処理に着目した事例

## 第4章 情報通信業

### 【概説】

- [16] 外注費として処理していた報酬に着目した事例
- [17] ホームページの制作請負業者の「棚卸資産」の計上漏れを指摘した事例
- [18] 国外事業者へ支払ったネット広告料の消費税の処理に着目した事例(リバースチャージ方式)

## 第5章 運送業

### 【概説】

- [19] 「軽油引取税」を消費税の課税仕入れに含めて処理していた事例  
**【コラム】** ガソリンを購入した場合の消費税等の取扱い
- [20] 貨物の損害に対する損害賠償金(保険の付保あり)の計上時期に着目した事例
- [21] 「原始資料」の分析から売上の繰延べと売上除外を把握した事例  
**【コラム】** 調査現場で行われる「サンプル調査」
- [22] トラックの持込運転手への「運転料」に着目した事例

## 第6章 卸売業

### 【概説】

- [23] 準備調査の段階で把握された「推計在庫」の異常数値に着目した事例(売上除外)  
**【コラム】** 月次の在庫有高を推計し、不正計算の有無を検証する「推計在庫計算」
- [24] 期末の帳簿売上の計上に着目した事例
- [25] 決算日において配送中の商品の棚卸資産への計上に着目した事例  
**【コラム】** 調査官が棚卸資産の計上の適否を確認する方法
- [26] 債務保証の付された金銭債権の貸倒損失に着目した事例  
**【コラム】** 金銭債権の減額処理(貸倒損失と貸倒引当金)

## 第7章 小売業

### 【概説】

- [27] 仕入先(製造業者)から無償で取得したメーカー名入り広告宣伝用資産の処理に着目した事例
- [28] シフト表に記載がないアルバイトに対する給与支給に疑問が持たれた事例(架空人件費)
- [29] 領収書(レシート)への収入印紙の不貼付に着目した事例
- [30] 帳簿の作成、保存がないため「推計課税」が行われた事例

## 第8章 商社・貿易業

### 【概説】

- [31] 海外倉庫への棚卸資産の輸送費用の処理に着目した事例(棚卸計上漏れ)
- [32] 機械輸出の受注のために支出した業務委託手数料の実態に疑問が持たれた事例(受注謝礼金)  
**【コラム】** 租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換
- [33] 製造下請会社の生産管理等の費用に着目した事例(棚卸計上漏れ)

## 第9章 不動産業

### 【概説】

- [34] 賃貸用マンションの取得に係る「控除対象外消費税額等」の処理に着目した事例

- [35] 不動産取得時に売主に支払った固定資産税の精算金に着目した事例
- [36] 「修繕費」と「資本的支出」の区分に着目した事例
- [37] 交際費等に係る「控除対象外消費税額等」の処理に着目した事例

## 第10章 宿泊業・飲食サービス業

### 【概説】

- [38] 求人情報誌に「まかない無料」の従業員募集をしていたことに着目した事例  
**【コラム】** 税務職員によって収集・資料化される情報
- [39] 原価率が高い飲食店に対し、内観調査、無通知調査及び現況調査が行われた事例(売上除外)  
**【コラム】** 破棄してはいけないレジスターのロールペーパー
- [40] 減価償却資産の取得価額の単位が問題となった事例
- [41] 旅館の料理長へのバックリポートに関する資料情報を活用した事例(過大仕入)  
**【コラム】** 不正計算を見破る「重要資料せん」

## 第11章 医療・福祉業

### 【概説】

- [42] 1人当たり5,000円以下の飲食費が増加していることに着目した事例(領収書の改ざん)
- [43] 期末に取得した医療用機器の納品日とその購入代金の決済日とが整合せず日付の改ざんが疑われた事例
- [44] 医療法人の理事への給与支給額に着目した事例(過大役員給与)
- [45] 特別養護老人ホームの建設に関連し、施工業者から理事長へのキックバックが想定された事例
- [46] 「社会保険診療報酬の所得計算の特例」の適用を受けるための収入除外が想定された事例

## 第12章 国際取引(海外子会社取引)

### 【概説】

- [47] 海外子会社との取引におけるイレギュラーな価格改定に着目した事例(メール調査・審附金課税)
- [48] 海外子会社への出向者の人件費を親会社が全て負担していたことに着目した事例  
**【コラム】** 海外子会社への「出張」と「出向」の課税関係の相違点
- [49] 海外子会社への無償の役員提供に着目した事例
- [50] 海外子会社から受け取った貸付金利息が過少であることに着目した事例(移転価格税制)
- [51] タックスヘイブン対策税制の適用除外が認められなかった事例

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

税務調査官の着眼点がわかる!



# 業種別

# 税務調査のポイント

—国税調査官の視点とアドバイス—

著 渡邊 崇甫 (税理士・元大阪国税局国税調査官)

000101001000

000101001000

000101001000

000101001000

000101001000

000101001000

000101001000



- ◆ 税務処理で誤りに陥りやすいポイントを業種別に明らかにし、税務調査での問題点を解説しています。
- ◆ 是認・否認の判断について、「税務調査官ならではの」視点で解説し、適切なアドバイスをしています。
- ◆ 国税当局で法人の税務調査に長年携わった著者が、豊富な実務経験と知識を活かして執筆しています。

A5判・総頁362頁  
 本体価格 3,900円+税  
 送料実費

電子書籍版も発売!!

本

webショップからお申し込みいただけます。

新日本法規 Web で 検索

http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

電子書籍版

(電子書籍版)  
 本体価格 3,200円+税

## 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
 総務本部  
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地  
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地  
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8458 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
 大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区南平野町2丁目1番12号  
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
 (2018.5) 509531

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

創立70周年  
 これからもお客様とともに

新日本法規出版

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

公式Facebookページ  
 法律出版社ならではの情報を発信



## 第2章 建設業

### [概説]

#### 1 業界の特徴

建設工事には、戸建住宅やマンション、工場、学校、病院、などの建物を造る「建築」と、道路や橋、トンネル、ダム、鉄道、造る「土木」があります。基本的な収益構造はいずれも同じ業者は施主との工事請負契約の金額が、下請業者は元請業者や注業者からの発注額が「売上」として計上され、(更にその下業者に対する「外注費」や建材の仕入代金である「材料費」、現場作業員の「労務費」などが主な原価を構成します。

期末時点で引渡し完了していない現場において生じた原価(完成工事支出金)(流動資産)として認識され、同現場で中間金(引取った工事代金は「前受金)(流動負債)として処理され、また、工事期間が1年以上を要し、かつ、請負金額が10億円以上の事は、税務上「長期大規模工事」として扱われ、売上の認識は工事進行基準が適用されることとなります(法64④、法1

#### 2 不正計算の動機及び方法

建設業において行われる不正計算の動機は様々ですが、大分けすると次の①～④のように区分できると考えられます。それぞれの目的(動機)を達成するために行われる不正計算は以下のとおり異なってきます。

- ① 経営者の個人的な蓄財のためや、遊興費などの捻出計算  
「売上除外」や「架空外注費」など

### [13] 期末に未払計上された「社会保険料」(会社負担額)の見積計上額の処理に着目した事例

**事例** A社(決算日9月20日)は、製造業を営んでいます。従業員の9月1日～9月20日の間の勤務に対応する「健康保険料」及び「厚生年金保険料」の会社負担額について、前月の8月分の納付実績を基礎に、これを日数按分(2/3)して算定した金額を費用として認識しています。

#### 調査官の着眼点・発想

- ◇「健康保険料」及び「厚生年金保険料」については、月末に在籍する従業員に対する掛金についてのみ雇用主は納付義務を負うこととなる。
- ◇月の途中で決算日を迎える会社については、その処理の適否について検討を要する。

#### 結果

本社に勤務する従業員の「健康保険料」及び「厚生年金保険料」の会社負担額については、9月1日～9月20日の間の勤務に対応する見積額の損金算入は認められない。

#### 調査官が確認した事実及び判断

##### <確認した事実>

- ① A社の従業員には、本社(総務部門・営業部門)に勤務する

- 工場(製品製造部門)に勤務する者がいる。
- ② A社が負担した8月分の従業員の「健康保険料」及び「厚生年金保険料」(以下併せて「健康保険料等」という。)は、本社勤務分として165万円、工場勤務分として390万円であった。
- ③ 当期に発生した原価額のうち10%が棚卸資産に配分されている。
- ④ 従業員の9月1日～9月20日の間の勤務に対応する健康保険料等の会社負担額について、A社は次のように処理している。
- 【A社による処理】
- ・本社勤務の従業員分
 

(借方) 法定福利費(販売費及び一般管理費)	110万円	(貸方) 未払金	110万円※1
------------------------	-------	----------	---------
  - ・工場勤務の従業員分
 

(借方) 法定福利費(売上原価)	260万円※1	(貸方) 未払金	260万円※1
	234万円		
棚卸資産	26万円※2		

※1 8月における会社負担額の3分の2に相当する金額  
本社分: 165万円×2/3=110万円  
工場分: 390万円×2/3=260万円

110万円は損金不算入となる。

#### 【正当な処理】

- ・本社勤務の従業員分: 見積計上は不可
- ・工場勤務の従業員分: A社の処理に同じ

#### 【調査による修正仕訳】

- ・本社勤務の従業員分
 

(借方) 未払金	110万円	(貸方) 法定福利費(販売費及び一般管理費)	110万円
----------	-------	------------------------	-------
- ・工場勤務の従業員分
 

(借方) 未払金	260万円	(貸方) 法定福利費(売上原価)	234万円
		(貸方) 棚卸資産	26万円

#### 解説

##### 1 損金の額に算入すべき費用

法人税法上、臨時損失以外の費用で損金の額に算入すべき金額①売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価(以下「売上等」といいます。)の額、及び②販売費、一般管理費その他の費用(以下「販売費及び一般管理費等」といいます。)の額とされています(法人税法22③一・二)。

##### ① 売上原価等

売上原価等については、費用収益対応の原則を重視し、確定売上に対応する費用(すなわち売上原価等)である限り、損金が認められています。したがって、金額や支払義務が期末まで定していなくても、期末日の現況によりその金額を適正に見積もった金額を損金の額に算入するものとされています(基通2-2-1)。

##### ② 販売費及び一般管理費等

り、これらの者の9月1日～9月20日の間に係る健康保険料等負担額については9月末日に債務として確定するため、当期に損金の額に算入することはできないこととなります。

#### advice

「給与」については、期末までの労働に対応する金額について計算の途中であっても未払給与として損金算入が認められれば、本事例において、給与計算が月末締め翌月10日払である9月1日～9月30日の給与は10月10日に支給されることとなり、9月1日～9月20日の「給与」については、その支給義務は決算日(9月30日)には既に生じており(仮に、ある従業員が9月20日に退職し計算期間の末日である9月30日に在籍していなくても9月1日～9月20日の労働は既に提供しているので、その間の給与の請求権が生じることとなり、会社はその支払を免れられません。)、債務が確定といえる(上記解説1②⑦～⑨の債務確定の3要件が満たされいえます。)ことから、それが売上原価等に該当する場合は当然販売費及び一般管理費等に係るものであっても、損金の額に算入することとなります。

健康保険料等については、上述のとおり、月末まで債務が確定しない限り「給与」とは必ずしも債務確定日が連動しませんが、その

### [38] 求人情報誌に「まかない無料」の従業員募集をしていたことに着目した事例

#### 事例

A社は、居酒屋を営んでいます。「探聞情報資料せん」(後掲コラム参照)によれば、A社は、求人情報誌に「まかない無料」をアピールしたアルバイトの求人広告を掲載していますが、現物給与としての取扱いが適正に行われているかどうかは明確ではありません。

#### 調査官の着眼点・発想

- ◇「探聞情報資料せん」により、「まかない」の無償支給を事前に把握済みである。
- ◇「まかない」の性格について、以下の基準により判断する必要がある。
  - ① 業務遂行上必要な「まかない」: 一般の費用として処理
  - ② 単に食事を提供している「まかない」: その者に対する経済的利益の供与(現物給与)

#### 結果

A社の「まかない」は、業務遂行上必要なものとは認められない。したがって、当該「まかない」を提供するために要した費用(原価)

#### 調査官が確認した事実及び判断

##### <確認した事実>

- ① A社の営む居酒屋では、厨房は調理師資格のある社員に任せ、ホール係は全てアルバイトに行かせている。
- ② 昼(15時前)から閉店(22時)まで入るアルバイトには人材確保の観点から、無償で食事を提供している。
- ③ 厨房のアルバイトは、無償で食事を提供している。
- ④ この「まかない」は、業務遂行上必要なものである。
- ⑤ 無償で提供している。
- ⑥ 受領書が提出されている。

#### 第12章 国際取引(海外子会社取引)

### [49] 海外子会社への無償の役務提供に着目した事例

#### 事例

A社は、製品Kの製造販売を行っています。X国にあるA社の100%子会社であるB社は、A社から製品Kの主要部品を輸入し、これに他の部品を加えて加工し製品Kとして完成させ、国内で第三者に販売しています。A社の技術スタッフがB社へ出張し、製品Kの製造設備に関する役務提供を行っています。しかしながら、A社はその対価を収受していません。

#### 調査官の着眼点・発想

◇海外子会社へ社員が出張していれば、その海外子会社に対し、何らかの役務提供がなされる。